

# 盛岡市立北陵中学校

## 危機管理マニュアル

### 2024 版

#### 目 次

|     |                             |    |
|-----|-----------------------------|----|
| I   | 目的および基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・   | 1  |
| II  | 危機管理体制の整備                   |    |
| 1   | 安全点検・・・・・・・・・・・・・・・・        | 1  |
| 2   | 教職員研修・・・・・・・・・・・・・・・・       | 1  |
| 3   | 安全教育・・・・・・・・・・・・・・・・        | 1  |
| 4   | 危機発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・    | 2  |
| 5   | 危機発生時における連絡体制・・・・・・・・       | 2  |
| 6   | 地域・関係機関・保護者との連携・・・・・・・・     | 3  |
| 7   | 報道機関への対応・・・・・・・・・・・・・・・・    | 3  |
| 8   | 訴訟への対応・・・・・・・・・・・・・・・・      | 4  |
| 9   | 避難所としての機能・・・・・・・・・・・・・・・・   | 4  |
| 10  | 緊急時における生徒の保護者への引き渡し・・・・・・・・ | 4  |
| III | 個別の危機管理の要点                  |    |
| 1   | 授業・部活動時の事故・・・・・・・・・・・・・・・・  | 5  |
| 2   | 遠足・学旅行時の事件・事故・・・・・・・・       | 7  |
| 3   | 登下校途中の交通事故・・・・・・・・・・・・・・・・  | 8  |
| 4   | 伝染病等の疾病・・・・・・・・・・・・・・・・     | 8  |
| 5   | 選択制給食の異物混入・・・・・・・・・・・・・・・・  | 10 |
| 6   | 不審者侵入（不審者情報の提供）・・・・・・・・     | 11 |
| 7   | 火災の発生・・・・・・・・・・・・・・・・       | 15 |
| 8   | 地震の発生・・・・・・・・・・・・・・・・       | 16 |
| 9   | 火山噴火・・・・・・・・・・・・・・・・        | 17 |
| 10  | 猛暑・・・・・・・・・・・・・・・・          | 18 |
| 11  | 北朝鮮による弾道ミサイル等の発射・・・・・・・・    | 19 |
| 12  | 学校施設の爆破予告・・・・・・・・・・・・・・・・   | 20 |
| 13  | インターネット上の犯罪被害・・・・・・・・       | 22 |
| 14  | 気象災害（台風、大雨、大雪、雷、等）・・・・・・・・  | 22 |

## I 目的及び基本方針

### 1 目的

学校保健安全法において、各学校は学校安全計画（保 12）及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の策定を義務づけるとともに、地域の関係機関との連携に努めるよう定められている。

本マニュアルは、校内及び学区、またその周辺地域等において、危機事案が発生した場合、または発生する恐れがある場合に、生徒・教職員の生命、身体への被害の防止・軽減を図るため、本校が実施すべき危機管理対策の具体的な取組等に関する方針を示すとともに、その対処方法を明らかにするものである。

### 2 基本方針

- (1) 危機発生時に、生徒及び職員の安全の確保を図るとともに、平常時及び危機終息後においても、施設の点検等安全管理に努める。
- (2) 正確な情報を共有し、あらゆる事態に組織として適切に活動できる体制を確立する。
- (3) 保護者や地域、関係機関との連携を強化する。

## II 危機管理体制の整備

### 1 安全点検

- (1) 教職員、生徒、保護者、地域などから提供される情報を基に危険箇所の把握に努める。
- (2) 日頃から（定期的・継続的）安全点検を行い、危険箇所が発見された場合は速やかに修繕等、を行う。
  - ① 毎月1日（休日の場合は翌日）を「安全安心の日」とし、校舎内の安全点検を行う。

### 2 教職員研修

- (1) すべての教職員が、事前、発生時、事後の三段階において危機管理に対応した適切な行動をとることができるよう校内研修を行う。
  - ① AEDの使用法を含む心肺蘇生法などの応急手当を職員が実践できるようにする。（講習会を実施する）
  - ② 在籍する生徒のアレルギーの有無を把握し、エピペンの保管場所（学校保管場所、本人保管場所）や使用方法を周知する。（講習会を実施する）
  - ③ 熱中症の予防方法について熟知するとともに、万一の場合、適切に応急処置等の実施ができるようにする。

### 3 安全教育

- (1) 日常生活の中で、生徒自身が危険を予測し、回避するために、自ら考えて判断できる能力を育てるよう、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等、あらゆる教育活動全体の中で安全教育に努める。
- (2) 危険等発生時に、危機管理マニュアルに基づく教職員の役割等の確認をするとともに、生徒が安全に避難するための実践的な態度や能力を養うための避難訓練を実施する。

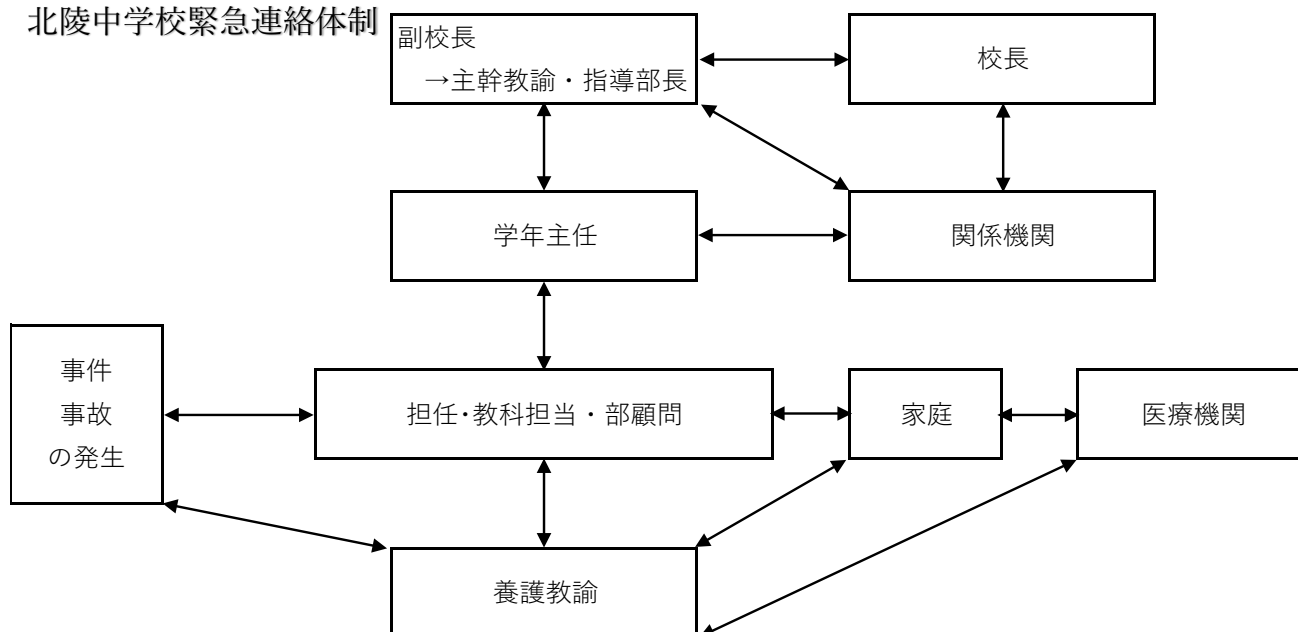
(3) 避難訓練は、「火災の発生」、「地震の発生」、「不審者の侵入」を想定して実施する。(1学期中)

#### 4 危機発生時の対応

- (1) 直ちに校長等に対して、何がどこで発生したかを連絡する。
- (2) 危機発生 の報告を受け、速やかに対策本部等を設置し、情報の収集や分析、危機への対応方針等の決定などを行う。(早急に事実関係を把握する。)また、危機管理に対処するため、以下に留意する。
  - ① 正確な情報の収集(記録を残す)
  - ② 情報の共通理解・共通把握(共有化)
- (3) 被害者が生徒の場合、保護者(家庭)に速やかに連絡する。
- (4) 関係機関等への連絡、報告、連携(医療機関、警察、教育委員会等)

#### 5 危機発生時における連絡体制

北陵中学校緊急連絡体制



##### 緊急時の連絡先

|             |                 |                                    |
|-------------|-----------------|------------------------------------|
| 盛岡市教育委員会    | 6 5 1 - 4 1 1 1 | 学務教務課(内7 3 2 1)<br>学校教育課(内7 3 3 1) |
| 盛岡西警察署      | 6 4 5 - 0 1 1 0 | ※緊急性が高い場合は1 1 0                    |
| 厨川駐在所       | 6 4 1 - 2 2 3 1 |                                    |
| みたけ駐在所      | 6 4 1 - 7 4 8 1 |                                    |
| 滝沢消防署       | 6 8 7 - 5 1 1 9 | ※緊急性が高い場合は1 1 9                    |
| 盛岡西消防署      | 6 4 7 - 0 1 1 9 |                                    |
| 厨川出張所       | 6 4 1 - 0 1 1 9 |                                    |
| A L S O K岩手 | 6 3 1 - 3 1 1 1 |                                    |

## 6 地域・関係機関・保護者等との連携

### (1) 地域との連携

- ① 学校や教育施設等はその地域における中核的な施設であり、日常、様々な場面での交流を通じて、学校から地域に対して適時・適切な情報提供を行うとともに、地域からの情報収集を行い、相互連携、意思疎通を図る。
- ② 町内会・自治会役員、民生児童委員・主任児童委員等との連携
- ③ 商店、ガソリンスタンドなど地域の中核となる商業施設等との連携
- ④ 「子ども110番」の設置

### (2) 関係機関との連携

- ① 盛岡市教育委員会との連携（指導・助言・支援）
- ② 学校や教育機関の運営に関し密接不可分な関係にある警察、消防、病院等の各種関係機関との連携

### (3) 保護者等との連携

- ① 学校運営を行っていく上で、様々な場面で保護者との関わりをもっていることから、危機発生時においても、日常的に信頼・協力関係を構築しておく。
- ② 危機発生時における学校から保護者（家庭）に対する連絡手段を整備しておく。

## 7 報道機関への対応

### (1) 対応の基本的な考え方

- ① 個人情報については、個人の尊厳や基本的人権を尊重する立場から個人のプライバシーを最大限尊重する必要があるため、特定の個人を識別することができる情報は、個人情報保護条例の趣旨に鑑み、原則として非公開とする。
- ② 事件・事故等に関する情報は公開するが、非公開とする場合には、その理由、範囲等について、明確な説明を行うものとする。
- ③ 報道機関に情報提供する場合、情報の量・質に差異が生じないよう公平な対応に努める。

### (2) 留意すべき事項

- ① 報道機関の取材に対しては、校長又は予め校長から指示を受けた者を報道担当者（複数が望ましい）と定め、窓口を一本化する。
- ② 速やかに情報の収集・整理を行い、報道資料を作成する。
- ③ 報道資料の作成に当たり、関係機関と協議する必要がある事項については、協議後に報道資料を作成する。
- ④ 報道担当者は、報道機関の取材により現場の混乱が予想される場合は、取材に関し必要な事項を予め文書で報道機関に要請する。
- ⑤ 報道機関の取材が長期化するなど、単独での対応が困難な場合は、盛岡市教育委員会に支援を要請する。

## 8 訴訟への対応

- (1) 事故原因等を客観的に分析・検討した結果、責任の認められるものについては、適正な賠償を行う場合がある。この場合は盛岡市教育委員会と連携しながら指導・助言を仰ぎ事務処理をすすめる。
- (2) 日本スポーツ振興センターの災害給付及び県学校安全互助会の共済給付等、各種共済補償制度があることから、これらの機関とも十分に連携しながら円滑かつ迅速な処理に努める。

## 9 避難所としての機能

本校は盛岡市より、洪水、地震、火事の際の避難所に指定されている。

- (1) 災害時の対応（有事の場合、自己の安全確保を第一優先とする）
  - ① 警戒配備体制 → 校長・副校長参集
    - i 気象警報または災害による避難勧告発令時
    - ii 震度4の地震発生時
  - ② 1号非常配備体制 → 全員参集（非常勤除く）
    - i 洪水等の災害による避難勧告発令時
    - ii 震度5弱以上の地震発生時
- (2) 災害対策本部の要請を受け、避難所運営の補助を行う。ただし、自身の安全を第一優先とする。

## 10 緊急時における生徒の保護者への引き渡し

- (1) 保護者への引き渡しを実施する緊急時とは

- ①生徒が登校後に警報等が発表され、安全に帰宅をさせる必要が生じた場合
- ②警戒宣言発令時や地震発生時、台風などの自然災害の発生時等
- ③近隣地域での凶悪犯罪の発生や不審者情報等、生徒に危害が及ぶ恐れがあるとき

- (2) 保護者引き渡しについての連絡手段

- ①通信手段（学校連絡網・電話・ホームページ）が使える時
  - ・保護者引き渡しを実施する場合は、原則、「学校連絡網」で学校から保護者に連絡する。
  - ・「学校連絡網」が配信されなかった保護者には電話にて連絡する。
- ②すべての通信手段が途絶し、連絡できない時
  - ・学校に生徒を待機させ、保護者の来校を待って引き渡す。
  - ・災害用伝言ダイヤル、広報や報道機関への要請等、様々な手段で連絡を試みる。

- (3) 引き渡し場所

- ・原則、学校を引き渡し場所とする。
- ・周辺の緊急指定避難所への非難が必要となった場合、学校への不審者侵入などにより生徒に危害が及ぶ恐れがある場合は、設定した引き渡し場所を連絡する。

### III 個別の危機管理の要点

#### 《危機発生時における学校の窓口》

- ① 危機管理の総合窓口は、原則として副校長とする。
- ② 個別の窓口は、各担当とするが、複合化された危機が発生した場合の連絡先は副校長とする。  
なお、危機発生との連絡を受けた校長は、その内容を遅滞なく盛岡市教育委員会（学校教育課）に連絡する。（第一報）
- ③ 独立行政法人日本スポーツ振興センター及び財団法人学校安全互助会に関わる事項についての窓口は養護教諭とする。

#### 《救急車を呼ぶ判断》

次のような場合は救急車を要請する。（時系列の記録を残すこと）

- ① 首から上の負傷      ② 骨折の疑い      ③ 意識混濁      ④ ショック症状の持続
- ⑤ けいれんの持続      ⑥ 激痛の持続      ⑦ 多量の出血      ⑧ 大きな開放創
- ⑨ 広範囲の火傷      ⑩ 呼吸困難      ⑪ 心臓病の疑い
- ⑫ その他急を要すると判断された場合      ※ 判断に迷うときは救急車要請を原則とする。

#### 《危機終息後の対応》

危機終息後の対応は以下を原則とする。

- ① 原因の究明
  - i 校長は、事故に関わる情報を整理、記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明し、その反省と改善について全教職員の共通理解を図る。
- ② 支援・援助
  - i 校長と関係教員は負傷した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等について説明を行う。
  - ii 事故に遭遇した他の生徒について、事故の経過を説明し、混乱を招かないよう配慮する。
- ③ 心のケア
  - i 負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。
- ④ 再発防止（危機の予防対策）
  - i 教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。
- ⑤ 報告
  - i 事後措置の状況を盛岡市教育委員会(学校教育課)へ報告する。

#### 《個別の危機対応》

##### 1 授業や部活動時の事故

##### （1）危機発生時の対応

- 担当教員は、生徒の負傷の有無等を確認し、緊急性の有無を素早く判断する。

○ 時系列にまとめることができるよう、流れと時間を記録しておく。

① 救急（応急）措置

- i 担当教員は、生徒の負傷の有無等を確認し、負傷した生徒への応急措置を行う。
- ii 担当教員は、周囲にいる者（教職員・生徒）に校長等への連絡、他の教職員への応援を依頼する。負傷の程度により救急の場合、救急車（119番）の出動を要請する。
- iii 担当教員は、二次災害発生の恐れがないかを確認し、発生の恐れがある場合は、避難の指示を出す。
- iv 養護教諭は、負傷した生徒の応急処置を引き継ぐとともに、速やかに保護者に事故の概要を報告し、希望する病院の有無などを確認する。
- v 救急車到着までの間、心肺蘇生法などの手当が必要と認められる場合は、的確に実施する。状況に応じ、職員玄関内設置のAEDを使用する。
- vi 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- vii 担当教員等は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
- viii 担当教員等は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の病院に向かう。
- ix 状況により学校医へ連絡する。

② 命に危険はないが、病院搬送が必要な場合

- i 負傷した生徒を保健室へ移送し、養護教諭は、負傷した生徒の応急処置を行う。
- ii 担任、顧問、学年等、できるだけ事故発生の状況が分かる教員等から保護者に連絡する。
- iii 軽症の場合は、原則保護者の車で病院へ移送する。
- iv けがの状況によっては、担任や顧問等と一緒に病院へ向かい、状況を把握する。

③ 状況把握

- i 担当教員等は、医師に事故発生時の状況や使用した薬品等を報告する。
- ii 医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長等へ連絡する。
- iii 校長等の指示のもと、負傷した生徒に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、副校長又は他の教職員を病院に派遣する。
- iv 他の生徒の動揺を抑えるとともに、状況を説明する。
- v 教室や器具の被害の状況を確認する。

④ 関係機関との連携

校長等の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

- ・消 防－ 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。
- ・病 院－ 負傷者の治療ため、医師に状況説明を行う。
- ・警 察－ 校長等は、状況に応じて事故が発生したことを連絡する。
- ・保 護 者－ 負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話しは混乱のもと）を伝える。
- ・教育委員会－ 校長は、事故の第一報（概要）を速やかに盛岡市教育委員会に報告し、後日、

文書で提出する。

⑤ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- i 生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ii 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

(2) 危機終息後の対応は、原則の通りとする。

## 2 遠足・修学旅行時の事件・事故

(1) 危機発生時の対応

① 状況把握

教職員は、負傷者の数や状況を把握するとともに、生徒が混乱しないよう落ち着かせる。

② 救急（応急）措置

- i 救急車が到着するまで、教職員は、負傷者に応急処置を行う。その際、必要に応じて周囲の人たちにも協力を求める。
- ii 救急車が負傷者を病院に搬送する際は、教職員（複数）も同行し、負傷者の状況等について本部等と連絡を取る。
- iii 教職員は、他の負傷者の応急処置を行うとともに、精神的に動揺している生徒に声をかけるなど不安を取り除くことに努める。
- iv 他の生徒を宿舎に連れ戻り、事故の状況や今後の対応等について説明し、生徒の動揺を抑えることに努める。また、事故現場の教員との連絡体制を整える。
- v 本部は、学校に対して事故の発生状況等について連絡を行う。

③ 関係機関との連携

校長等の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

- ・消 防－ 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の指示に従って教職員が同乗し、状況説明を行う。
- ・病 院－ 負傷者の治療のため、医師に状況説明を行う。
- ・警 察－ 校長等は状況に応じて事故が発生したことを連絡する。
- ・保 護 者－ 負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話しは混乱のもと）を伝える。
- ・教育委員会－ 校長は、事故の概要を速やかに盛岡市教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

④ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- i 負傷者の搬送先や状況等、収集した情報は逐次、校長に伝わるよう連絡体制を確立のうえ、情報を正確に把握し記録する。
- ii 関係機関や報道機関等、外部へ情報を提供する場合は、引率責任者（校長）に窓口を一本化し、混乱を避ける。



⑤ 学校の対応

- i 連絡を受けた学校では、関係機関に対する対応の窓口は一本化（副校長）し、盛岡市教育委員会や負傷した生徒の家庭に事故の状況等（事実のみ、見込みの話しは混乱のもと）を連絡する。
- ii 緊急の職員会議を開催し、事故の状況等について確認、応援職員や家族の現地への派遣の必要性等について協議する。
- iii 必要に応じて、PTA役員会や学年PTAを開催するなど、保護者の不安・動揺を静める。

⑥ その他

宿泊先に戻った教職員は、事故のその後の状況等を確認しながら、旅行日程の変更等について協議する。

（２） 危機終息後の対応は、原則の通りとする。

### ３ 登下校途中の交通事故

（１） 危機発生時の対応

① 状況把握

- i 交通事故の通報を受けた職員は、速やかに学校に報告する。
- ii 学校は、教職員を２名以上、現場に派遣する。

②救急(応急)措置

- i 救急車、パトカーが到着していない場合は、消防署、警察署へ連絡の有無を確認する。
- ii 自校生徒であることを確認のうえ、二次災害を防ぐための安全な状況を確認する。
- iii 救急車の導入路を確保し、救急車が到着したなら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- iv 職員１名は、救急隊員の指示に従い、救急車に同乗するか、若しくは別途、搬送先の病院に行く。
- v 職員１名は現場に残り、事故の経緯について情報収集するとともに、警察官の現場検証に立ち会う。
- vi 保護者が病院に到着していない(保護者への連絡が未了の)場合、保護者へ、事故の発生の事実を知らせ、搬送先の病院へ向かうように伝える。

③ 関係機関との連携

学校の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

- ・消 防－ 救急車の要請を行う。救急車には隊員の指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。
- ・病 院－ 負傷者の治療のため、状況説明を行う。
- ・警 察－ 学校は、事故の発生状況等について情報収集を行う。
- ・保 護 者－ 負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ(見込みの話しは混乱のもと)を伝える。
- ・教育委員会－ 学校は、事故の概要を速やかに教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

④ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)

- i 生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断・治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
  - ii 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、学校に窓口を一本化し、混乱を避ける。
- (2) 危機終息後の対応は、原則の通りとする。
- (3) 危機の予防対策
  - ① 定期的な通学路の点検を実施するなど、全職員が交通事故の再発防止に向け、共通理解のもとに取り組む。
  - ② 生徒に対する交通安全指導については、道路横断時の安全確認など、通学上の危険要因を具体的に引き上げ指導する。
  - ③ 心肺蘇生法(AED)の訓練などにより、応急手当について職員が実践できるようにする。

#### 4 感染症等の疾病

- (1) 危機発生時の対応
  - ① 状況把握

自校の欠席状況や罹患状況を把握するほか、地域内の発生・流行状況等の把握に努める。
  - ② 応急措置
    - i 罹患した生徒には、速やかに家庭での安静、栄養、保温及び病院での適切な医療が受けられるよう指導する。
    - ii 欠席率が通常の欠席率より高くなったとき又は罹患者が急激に多くなったときは、学級や学年、学校の状況その地域の流行状況を把握し、校医の指導を得て、時期を失することなく出席停止、臨時休業(学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖)の措置を講ずる。
  - ③ 関係機関との連携
    - i 学校医、市教委市町村感染症担当課、当該地区保健所との連携、情報交換に努める。
    - ii 感染症の報告の経路は次のとおりである。

学校→盛岡市教育委員会→教育事務所→県教育委員会 保健所→県保健福祉部
  - ④ 情報の一元化(報道機関への対応)

報道機関の対応は、県保健福祉部保健衛生課を窓口とする。
- (2) 危機終息後の対応
  - ① 学校医、保健所等から感染症に関わる情報を整理し、保健管理・保健指導を行う。
  - ② 事後措置の状況を県教育委員会に報告する。
- (3) 予防措置
  - ① うがいや手洗いの励行等、一般的な予防法の指導を徹底する。
  - ② 感染症予防についての保健指導を徹底する。
  - ③ 学校環境衛生基準の遵守に努める。
  - ④ 感染源対策として、免疫力の弱い生徒から隔離し、感染した場合には早期治療を施す。
  - ⑤ 感染源経路対策として、感染源を遠ざけたり、消毒を施す。

- ⑥ 生徒の日常の健康の保持・増進対策を行う。

## 5 選択制給食への異物混入

### (1) 危機発生時の対応

#### ① 応急措置

- i 担任は、生徒の負傷の有無を確認し、周囲にいる者(教職員・生徒)に職員室への連絡を依頼する。
- ii 学校は、報告を受けた時点で、直ちに校内放送等を使い全校に給食を中断するように指示を行う。

#### ② 状況把握

- i 学校は、混入の状態、混入物の大きさ等を確認し、現物を保存及び写真に収める。
- ii 学校は、給食の搬送に携わった者と搬送状況(時刻等)を確認する。
- iii 混入のあったクラス(立ち入り検査)以外でも、残ったものに異常がないか各担任が確認し、後片付けをする。
- iv 校舎の確認をする。
- v 学校は、翌日以降の給食の中止などを教育委員会と検討する。
- vi 緊急対策として、授業を中止し、全校生徒を下校させる措置をとることも考えられる。

#### ③ 関係機関との連携

速やかに盛岡市教育委員会に第一報を入れるとともに、事後の対応についての指導・助言を得る。

#### ④ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)

- i 職員の役割分担を明確に指示し、生徒の健康状況の把握、関係機関の対応の記録等の収集に努め、的確な対応を図る。
- ii 関係機関、報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

#### ⑤ 保護者、教育委員会への連絡

- i 盛岡市教育委員会に状況の変化に対応して続報を入れる。
- ii 保護者に対しては、異物混入があったこと及び学校の対応策について文書(緊急連絡文書)等で知らせ、理解と協力を求める。
- iii 事件発生後、早く下校させた場合には、学校から一斉メール等により連絡する。

### (2) 危機終息後の対応

#### ① 原因の究明

関係機関、来校者、生徒等から情報を得て、原因の究明にあたる。

#### ② 復旧及び支援・援助

学校給食安全管理体制が整った時点で、給食の使用を再開する。

#### ③ 心のケア

- i 生徒に対し、食べ物に異物が混入されることは、人命に関わることであり、絶対にあってはならないことを指導する。
- ii 事件により、生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラ

一等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

④ 再発防止

配膳室指導として、給食安全管理のために指導担当者を置く。

⑤ 報告

事後措置の状況を、盛岡市教育委員会へ報告する。

(3) 危機の予防対策

① 配膳室に食品が搬送されてから、指導担当者が監視にあたる。(空白の時間がないようにする。)

② 当面の管理(保管場所等)について確認する。

③ 生徒への指導を徹底する。

(箸でしっかりとつまみ、よく目視して食べる。パンはちぎって食べる。牛乳等が容器から漏れていないか確認する等)

④ 万一、事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできるようにする。

## 6 不審者の侵入（不審者情報の提供）

(1) 危機発生時の対応

① 状況把握・応急措置

i 校長は、生徒の安全確保について、緊急の職員集会を開催するなど、教職員間で情報交換や共通理解を図り、来校者の確認等の徹底を図る。

ii 緊急時における生徒の登下校の方法について、保護者等による送迎など、状況に応じて、あらかじめ定める対応方針に基づき、生徒を指導する。

② 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

・警察 校長等は状況に応じ警察に連絡し、パトロール等の実施を要請するなど、連携を図る。

・教育委員会 盛岡市教育委員会に連絡し、助言を受ける。

・近隣校 近隣校に状況を連絡し、注意を喚起する。

・ボランティア 生徒の安全確保を図るため、PTA、地域住民等による学校支援のボランティアから学校内外の巡回等の協力を得る。

・地域関係団体 PTA、自治会、地域関係団体等との連携・協力のもと、各家庭や地域への注意喚起、学校内や周辺、学区内の巡回、集団登下校への同伴等の取組みを行う。

・家庭 学校や関係機関等からの注意依頼の文書等を各家庭に配布したり、地域への掲示を求めたりするなど、速やかに周知する。

③ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)

i 全ての情報を校長に一元化し、校長の指示のもとで対応する。

ii 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

## (2) 校内体制の確立と定期的な安全点検

### ① 生徒の安全確保について、次のような措置を講じる。

学校の安全確保について、日頃から職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換や意見交換を行うなど、教職員一人一人の共通理解を深める。

### ② 定期的に安全点検を行い、次のような安全確保対策を講じる。

- i 校門、フェンス、外灯(防犯ライト等)、校舎の窓、出入口等の破損、鍵の状況などの点検・補修を行う。
- ii 警報装置(警報ベル、ブザー等)、通報機器(校内通話システム、警察や警備会社との連絡システム)等について、作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡体制の確認を行う。
- iii 校舎や体育館等で死角となる部分について、侵入防止のための施錠、定期的な巡回などの必要な措置を講じるほか、生徒に対する指導を行う。

## (3) 安全確認の周知徹底・協力

### ① 学校来校者の確認

- i 立て札や看板等による案内・指示を行い、入口や受付を明示する。
- ii 来校者に対しては、職員が進んで挨拶、声かけ等をして、身元や用件の確認を行うなど、日頃から外部からの人の出入に注意を払う。

### ② 在校時の安全確保

- i 始業前や放課後の安全確保のため、教職員の具体的な役割分担(校内巡回等)を定め、外部からの侵入等、不審な点の有無や生徒の状況を把握する。
- ii 授業時間、昼休みや休憩時間等における安全確保のため、教職員が校内巡回等を行う。
- iii やむを得ず生徒の活動から離れる場合には、他の教職員の協力を得るなど教職員相互の協力体制をつくる。

### ③ 校外学習や学校行事における安全確保

- i 事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十分確認する。
- ii 生徒に対して事前に安全指導を行う。
- iii 万一の事態が発生した場合の保護者、学校、盛岡市教育委員会等の関係機関への連絡方法等をあらかじめ定める。

## (4) 登下校時の安全確保

### ① 登下校は、通学路を守ることなど、地域の実態に応じて指導する。

### ② 通学路において、人通りが少ないなど、生徒が登下校の際に注意すべき場所等を予め把握し生徒や保護者に周知するなど、注意を喚起する。

### ③ 登下校時における万一の場合、交番や「子ども110番の家」等の緊急避難できる場所を周知徹底する。

## (5) 不審者情報に係る関係機関等との連携

### ① 日頃から警察等の関係機関、PTAや地域住民等と連携し、情報を速やかに把握できるようにする。

### ② 近隣の学校等との間で、相互に情報を交換する仕組みを構築する。

### ③ 事案に応じ、日時、概要、負傷者の有無、犯人確保の有無等について、緊急メール等により、

保護者等への速やかな情報提供を検討する。

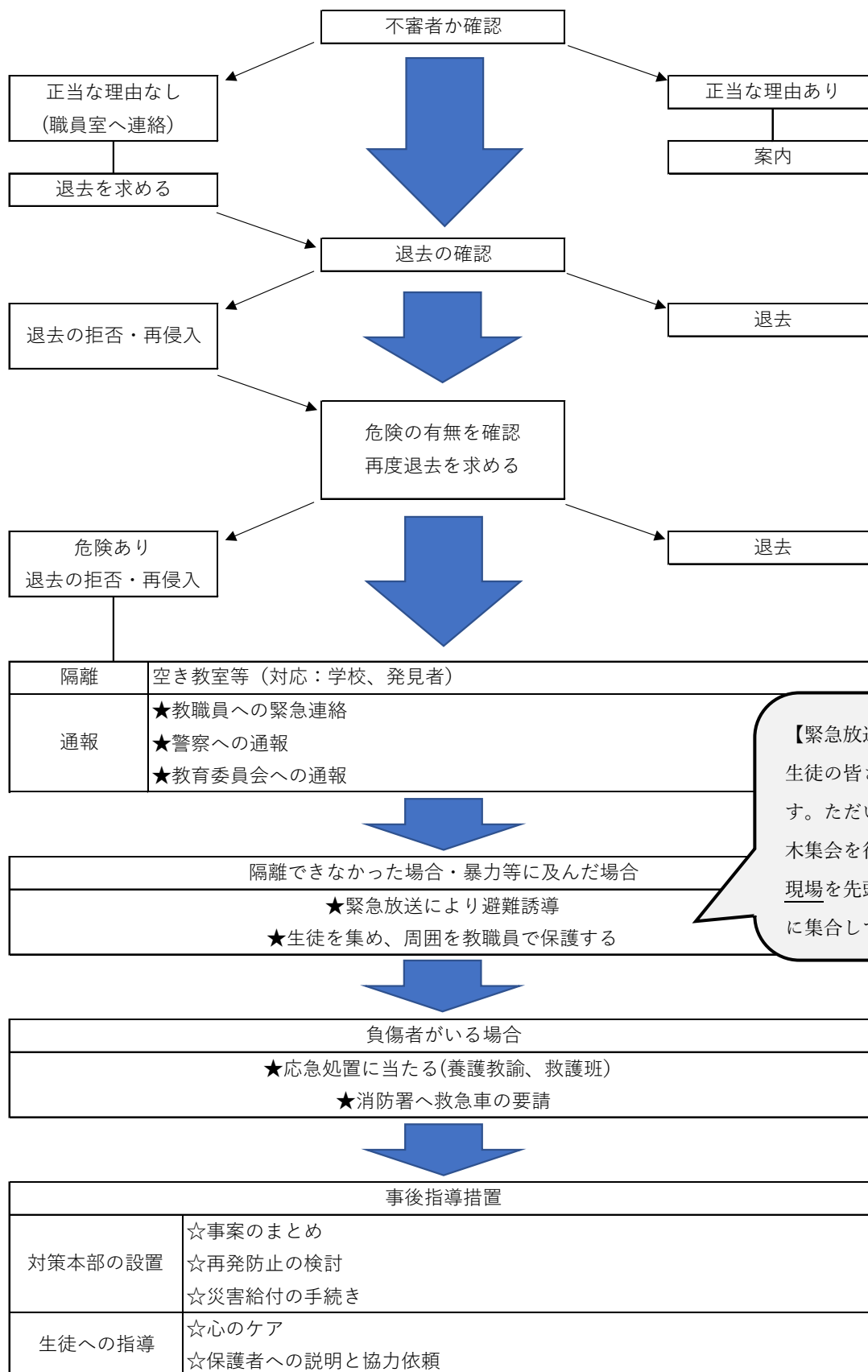
(6) 家庭や地域社会の協力

- ① 保護者等が不審者情報を得た場合、警察、学校等へ速やかな連絡が行われるよう協力を求める。
- ② 生徒が、犯罪や事故の被害から自分の身を守るため、危険な場所の確認や屋外での行動に当たって注意すべき事項を家庭で具体的に話し合うよう働きかける。
- ③ P T Aや自治会、地域関係団体等の協力を得て、学区内の人通りの少ない場所等危険箇所の点検や登下校時の見守りをはじめとする取組を行う。

**【不審者侵入防止の３段階のチェック体制】**

| 段 階        | 具体的な方策                                                                                                      |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 校門等        | (1) 校地内入口に看板の設置<br>(2) 校地内の巡回管理及び声かけ                                                                        |
| 校門から校舎入口まで | (1) 通行場所の指定<br>(2) 防犯カメラによる監視<br>(3) 校地内の巡回管理及び声かけ                                                          |
| 校舎への入り口    | (1) 生徒昇降口および体育館通路入口の施錠<br>(2) 入口の指定（職員玄関）<br>(3) 受付管理<br>(事務室にて ID カードを貸与、来校者受付一覧表に記入)<br>(4) 校舎内の巡回管理及び声かけ |

## 不審者対応マニュアル



### 【緊急放送】

生徒の皆さんに連絡します。ただいまから、縦の木集会を行います。事件現場を先頭に、避難場所に集合してください。

## 7 火災の発生

### (1) 危機発生時の対応

#### ① 初期対応

- i 火災発生時の対応は、消防計画に基づき、迅速かつ安全に行う。
- ii 火災発見者は、直ちに火災報知器を作動させ、発火場所と火災の状況を職員室等へ連絡する。
- iii 火災の報告を受けたら、直ちに消防署（１１９番）へ通報し、校内放送等により避難指示をする。
- iv 職員が現場へ急行し、初期消火に当たる。
- v 窓やドアを閉め、火気の使用中的場合はガスの元栓を閉め、電気器具等の使用中にはコンセントを抜く。
- vi 避難指示を受けた職員は、生徒に対し、落ち着いて避難するよう指示（押すな、慌てるな、騒ぐな等）し、校地外の安全な場所に避難する。
- vii 校長から指示を受けた最終確認者は、残留者がいないことを確認し、速やかに避難する。
- viii 校長は、関係機関（消防（１１９番）、警察（１１０番）等）に通報し、併せて必要な指示を受ける。

#### ② 避難後の対応

- i 教職員は、避難場所に移動後、人員を確認する。（生徒の名簿等必要なものを携行する。）
- ii 負傷者の有無を確認し、応急救護をする。
- iii 職員は、生徒に対して整然と避難場所において待機するよう指示する。
- iv 火災の発生後、速やかに盛岡市教育委員会に報告する。
- v 消防、警察等が到着した場合、その後の対応については指示に従う。

#### ③ 情報の収集と一元化

- i 事故の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し記録する。
- ii 関係機関や報道関係等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。
- iii 情報の公表については、犯罪性を伴う場合があることから、消防、警察の対応に委ねるものとする。

#### ④ 保護者への連絡

生徒の避難完了後（安全確認後）、あらかじめ定められた方法で速やかに保護者に連絡するとともに、状況に応じて保護者への引渡しについても連絡する。

#### ⑤ 教育委員会への報告

- i 校長は、火災事故が終息するまで、人的・物的な被害状況等について、状況に応じて、適宜、盛岡市教育委員会に報告する。
- ii 校長は、火災事故が終息した場合は、事故の概要を取りまとめ、文書で盛岡市教育委員会に報告する。



## (2) 危機終息後の対応

### ① 原因の究明

関係機関（消防、警察等）の指示のもと、検証等に立ち会い、捜査等に協力する。

### ② 復旧及び措置要請

i 状況に応じて、危険箇所の立入禁止等の措置を講ずる。

ii 授業再開に向けて、状況に応じて、教室、学用品及び教職員の確保等について、盛岡市教育委員会に措置の要請をする。

## (3) 危機の予防対策

① 盛岡市教育委員会及び関係機関（消防、警察等）の指示・指導を受け、再発防止について、その対策を講ずる。

② 学校における防災教育は、安全教育の一環として継続的に実施し、学校教育活動全般を通じて計画的に行う。

③ 災害時に生徒の安全を確保するうえで、教職員の防災教育に関する指導力、危機管理能力及び応急処置能力を高めるための校内研修等を実施する。

④ 防災訓練については、様々な状況を想定した訓練を計画的に実施するよう努める。

## 8 地震の発生

### (1) 危機発生時の対応

#### ① 初期対応

i 地震を感知したら、机の下に潜る等、身を守るよう指示を出す。

ii 揺れが収まった後、校内放送等により避難指示をする。

iii 避難指示を受けた職員は、生徒に対し、落ち着いて避難するよう指示（押すな、慌てるな、騒ぐな等）し、校地外の安全な場所に避難する。

iv 校長から指示を受けた最終確認者は、残留者がいないことを確認し、速やかに避難する。

v 校長は、関係機関（消防（119番）、警察（110番）等）に通報し、併せて必要な指示を受ける。

#### ② 避難後の対応

i 教職員は、避難場所に移動後、人員を確認する。（生徒の名簿等必要なものを携行する。）

ii 負傷者の有無を確認し、応急救護をする。

iii 職員は、生徒に対して整然と避難場所において待機するよう指示する。

iv 速やかに盛岡市教育委員会に報告する。

v 消防、警察等が到着した場合、その後の対応については指示に従う。

#### ③ 救急（応急）措置

i 防災体制を速やかに整え、救護班の編成と迅速な救護活動を開始する。

ii 避難場所への安全で的確な誘導をする。

iii 発火物の適切な処置と確認をする。

iv 通信手段の確保を図る。

- ④ 関係機関との連携
    - i 警察（１１０番）、消防（１１９番）、医療機関との連絡体制の確保を図る。
  - ⑤ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）
    - i 人的被害の的確な情報収集と確認を行う。
    - ii 施設・設備被害の的確な情報収集と確認を行う。
    - iii 関係機関や報道関係者等外部への情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。
  - ⑥ 保護者及び教育委員会への連絡・報告
    - i 生徒の保護者（家庭）に速やかに連絡する。
    - ii 盛岡市教育委員会に速やかに報告する。
- （２） 危機終息後の対応
- ① 原因の究明
    - i 生徒等の被災の原因として、人的要素がないか確認する。
    - ii 防災体制の問題点の確認を行う。
  - ② 復旧及び支援・援助
    - i 速やかな教育活動の再開及び就学援助の必要性の確認をする。
    - ii 施設・設備の早期の復旧を図る。
  - ③ 心のケア
    - i 生徒等に係る心身の健康状態の把握に努める。
    - ii 心のケアに対する体制の整備を図る。
- （３） 危機の予防対策
- ① 避難訓練を実施する。
  - ② 防災教育を実施し、啓発活動を行う。

## ９ 火山噴火

- （１） 危機発生時の対応
- ① 状況把握
    - i 生徒等、人的被害(安否)の確認をする。
    - ii 避難場所の確認をする。
  - ② 救急(応急)措置
    - i 防災体制を速やかに整え、救護班の編成と迅速な救護活動を開始する。
    - ii 避難場所への安全で的確な誘導をする。
    - iii 通信手段の確保を図る。
  - ③ 関係機関との連携
    - 警察(西警察署)、消防(滝沢消防署)、医療機関との連絡体制の確保を図る。
  - ④ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)
    - i 人的被害の的確な情報収集と確認を行う。
    - ii 関係機関や報道関係者等外部への情報を提供する場合は、窓口を一本化して混乱を避ける。

- ⑤ 家族及び教育委員会への連絡・報告
  - i 生徒等の家族に速やかに連絡する。
  - ii 教育委員会の担当部署に速やかに報告する。
- (2) 危機終息後の対応
  - ① 復旧及び支援・援助
    - 速やかな教育活動の再開を図る。
  - ② 心のケア
    - i 生徒等に係る心身の健康状態の把握に努める。
    - ii 心のケアに対する体制の整備を図る。
- (3) 危機の予防対策
  - ① 避難訓練を実施する。
  - ② 防災教育を実施し、啓蒙活動を行う。
    - ・ 詳細なマニュアルは、「岩手山火山被害対策マニュアル」（平成 10 年 11 月策定）を参照のこと。

## 10 猛 暑

- (1) 環境省が示す暑さ指数のWBGT指数で運動の可否を判断する。

|                 |                                       |
|-----------------|---------------------------------------|
| 31 度以上<br>危 険   | 運動は原則禁止。                              |
| 28～31 度<br>嚴重注意 | 激しい運動は禁止。15 分～20 分で、休憩・水分補給（塩分補給）を行う。 |
| 25～28 度<br>警 戒  | 通常の活動可。20～30 分で休憩・水分補給（塩分補給）を行う。      |
| 21～25 度<br>注 意  | 適宜、休憩・水分補給を行う。                        |

盛夏期は、気象庁ホームページの熱中症予防サイト及び WBGT 計を確認。部活動や体育などの実施、内容について判断する。

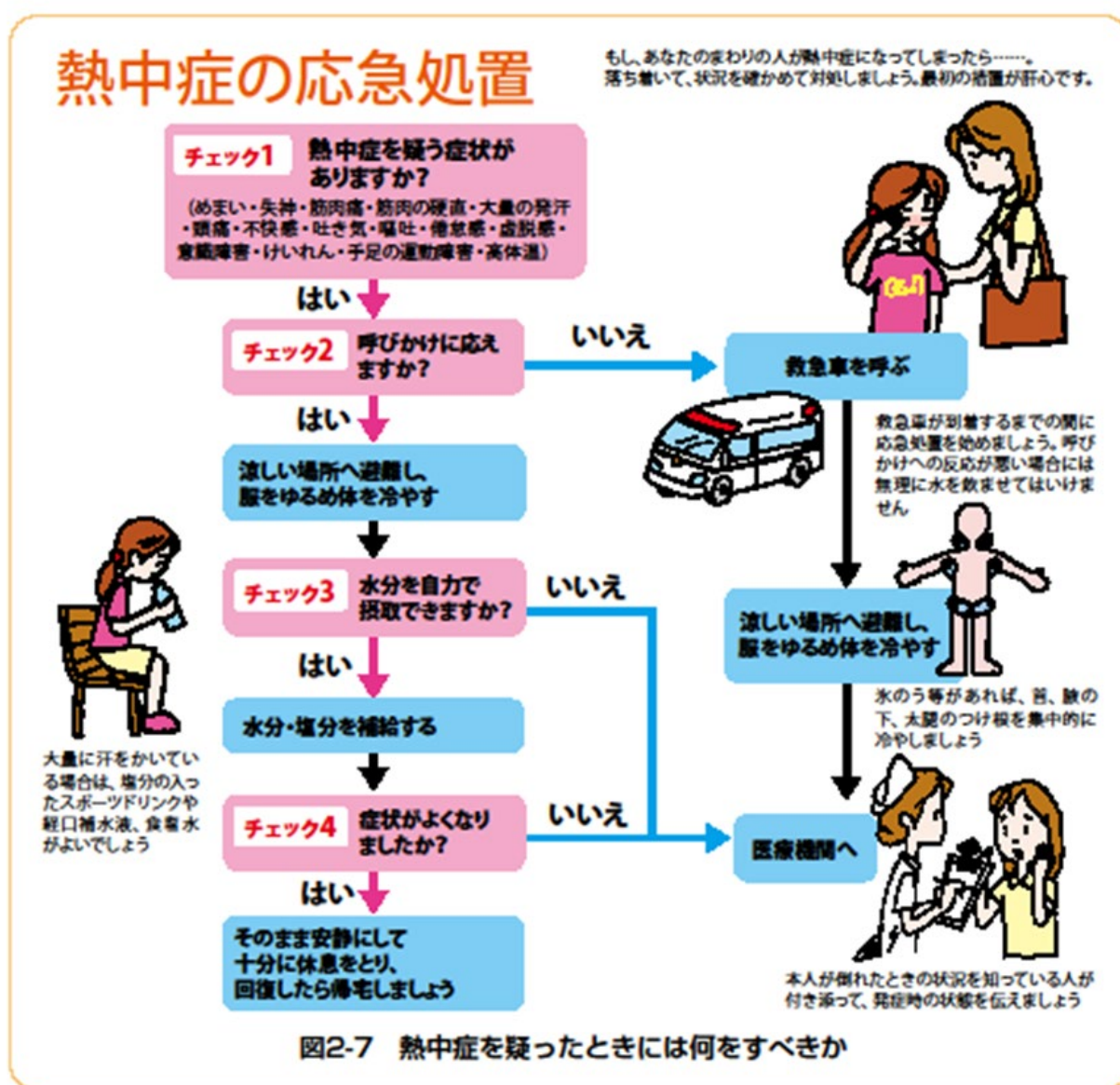
また、WBGT 計が手元にない場合は、「熱中症警戒アラート」を参考に判断する。

<https://www.jma.go.jp/bosai/map/html#element=heat&contents=information>

- (2) 熱中症が疑われる場合の対応について

暑さの中にいて具合が悪くなった場合には、まず熱中症を疑い、応急処置あるいは医療機関への搬送などの措置を講じる。

|                    | 症 状                                                | 治 療                                                      |
|--------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| I 度<br>(応急処置と見守り)  | めまい、立ちくらみ、生あくび、大量の発汗、筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り）<br>意識障害は認めない | 冷所での安静、体表冷却、経口的に水分とNaを補給<br>→症状が徐々に改善している場合のみ、応急処置と見守りで可 |
| II 度<br>(医 療 機 関へ) | 頭痛、嘔吐<br>倦怠感、虚脱感<br>集中力や判断力の低下                     | 医療機関での診察が必要<br>→II度の症状の発生、I度の症状の改善がない場合はすぐに病院へ（救急車要請）    |



## 11 北朝鮮による弾道ミサイル等の発射

(1) Jアラートを活用した緊急情報が配信された場合の対応について、以下のように指導する。

① 屋内にいる場合（教室、体育館、自宅など）

できるだけ窓から離れ、机の下に身を伏せる、床に伏せるなどして頭部を守る。爆風で壊れた窓ガラスなどで被害を受けないよう、できれば窓のない部屋へ移動する。

自宅の場合は、安全の確保が確認されるまで自宅待機。

② 屋外にいる場合（登下校、グラウンドなど）

近くの建物の中に避難する。また、近くに適切な場所がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

登校中の場合、周囲の交通事情に注意して情報収集に努め、安全の確保が確認できたら登校する。

③ 自動車等の車内にいる場合（自家用車、スクールバスなど）

車を止めて頑丈な建物などに避難し、近くに適切な場所がない場合は、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。また、高速道路を通行している時など、車から出ると危険な場合には、車を安全な場所に止め、車内で姿勢を低くし、行政等からの指示があるまで待機する。

（２） 近くにミサイルが着弾した場合の対応について、以下のように指導する。

① 屋内にいる場合（教室、体育館、自宅など）

換気扇を止め、窓を閉め、室内を密閉する。テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて、情報収集に努めるとともに、行政等からの指示に従い、落ち着いて行動する。

② 屋外にいる場合（登下校、グラウンドなど）

口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内又は風上に避難する。

③ 建物が無い場合

近くに適切な場所がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

## 12 学校施設の爆破予告

（１） 危機発生時の対応(予告の場合)

① 初期対応

i 避難

- ・ 爆発の時間、爆発物の数、場所等が不明であるので、まず生徒及び教職員の安全の確保を最優先させるため、電話の内容を学校に報告し、速やかに校内放送等により避難指示をする。
- ・ 避難の指示を受けた教職員(担当教員)は、生徒に対し、落ち着いて避難するよう指示し校地外の安全な場所に避難する。なお、避難に当たっては、不審物に触らないよう徹底する。
- ・ 学校から指示を受けた最終確認者は、残留者がいないことを確認し、速やかに避難する。

ii 通報、報告

- ・ 学校は、警察(西警察署)に通報し、併せて必要な指示を受ける。
- ・ 事件の発生後、速やかに盛岡市教育委員会に報告する。

② 避難後の対応

i 避難確認及び安全対策

- ・ 教職員は、避難場所に移動後、人員確認をする。(生徒の名簿等必要なものを携行する。)
- ・ 警察等が到着するまでの間、来客、業者等が校地内に立ち入らないよう対応する。(職員

を配置するなど)

- ii 警察、消防等関係機関との連携(施設設備の状況により、電力会社、ガス会社等の対応もある)
  - ・ 警察等が到着した場合、その後の対応については指示に従う。
  - ・ 不審者や不審物の情報がある場合は、関係機関(警察等)に伝達する。
  - ・ 爆発物の捜索等には校内の配置図が必要となるので、避難の際は施設台帳等施設設備の配置が分かる書類を携行する。
- iii 情報の収集と一元化
  - ・ 不審者や不審物の情報について取りまとめ、学校に報告する。
  - ・ 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し記録する。
  - ・ 関係機関や報道機関等外部情報を提供する場合は、学校に窓口を一本化して混乱を避ける。
  - ・ 情報の公表については、以後の警察の捜査等と関係することから、関係機関と十分協議のうえ対応する。
- iv 保護者への連絡
  - ・ 生徒の避難完了後、速やかに保護者に対して生徒の安全確保等について連絡する。
  - ・ 学校の安全が確認されるまでは、生徒は学校の管理下において避難場所で安全を確保することとなるが、状況に応じて、保護者への引渡しについて連絡する。
- v 教育委員会への報告
  - ・ 学校は、事件が終息するまで、状況に応じて、適宜、盛岡市教育委員会に報告する。
  - ・ 学校は、事件が終息した場合は、電話で報告するとともに、事件の概要を取りまとめ、文書で盛岡市教育委員会に報告する。

## (2) 危機発生時の対応(爆発が発生した場合)

爆発が発生した場合は、前記の予告の対応に加えて次の対応をする。

### ① 状況把握

- i 救護活動や避難の円滑な実施のため、校舎内の状況等について、分担して迅速に情報収集する。
- ii 生徒及び教職員の負傷の有無、負傷の程度の確認をする。
- iii 施設の被害状況を可能な範囲で把握し、避難時の安全性を確認し、避難経路を決定する。

### ② 救急(応急)措置

- i 養護教諭等による必要な応急措置を講じ、消防署に通報し救急車の出動を要請する。
- ii 学校の指示を受けた教職員は、救急車が到着した場合、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- iii 医療機関の搬送に当たっては、保護者等に連絡をとり搬送先等の了解を得る。ただし、緊急を要する場合は事後に連絡する。
- iv 負傷した生徒等の救急車による搬送の際は、隊員の指示に従って教職員が付き添い、事故の状況説明をする。
- v 負傷した生徒の保護者及び教職員の家族に、負傷の程度、搬送された病院及び付き添っている教職員の氏名等を連絡する。

### (3) 危機終息後の対応

#### ① 原因の究明

i 関係機関(警察等)の指示のもと、検証等に立ち会い、捜査等に協力する。

#### ii 心のケア

- ・ 負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。
- ・ 学校での対応が困難な場合等は、教育委員会を通じて専門家の派遣を要請する。

#### iii 復旧及び措置要請

- ・ 施設等の安全が確認されるまでは、必要箇所の立入禁止措置を講ずる。
- ・ 授業再開に向けて、状況に応じて、教室、学用品及び教職員の確保等について、教育委員会に措置を要請する。

### (4) 危機の予防対策

① 不審者の進入経路等、警察の捜査結果を踏まえて、警備体制の強化を図る。

② 日中においては、不審者の出入りの監視を強化するとともに、不審物の有無の確認など日常点検を徹底する。

③ 教室や部室等の管理責任者は、退勤時に施錠を確実にを行うとともに、最終退勤者は校舎の施錠の確認を励行する。

④ 警備会社に夜間の警備業務を委託している場合は、機械警備のセットを確実にを行う。

⑤ 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

## 13 インターネット上の犯罪被害

(1) 犯罪被害の未然防止及び問題の早期発見・被害防止のために、情報モラル教育の充実に努める。

① 各教科、総合的な領域の時間、特別の教科道徳、特別活動など学校生活のあらゆる機会を通して、情報モラル教育を行う。

② 情報モラル講演会等、実施する。

(2) 保護者に対して、生徒がトラブルに巻き込まれないようにするための啓蒙活動を行う。

① 通信等を用いて、携帯電話等の「フィルタリングサービス」の必要性についての指導や、家庭内での使用ルールの確立などを促す。

② 必要に応じて、PTA組織と連携し、保護者と生徒がともに学習する機会などを企画する。

(3) 万が一被害が発覚した場合は、警察、教育委員会等、関係機関と相談し適切な対応を行う。

## 14 気象災害（台風、大雨、大雪、雷、河川氾濫による浸水等）

(1) 授業開始前

① 気象庁が発表する警報等の気象情報、盛岡市および滝沢市が発令する避難情報（警戒レベル3以上）等により、登校途上において危険が予想される場合は、臨時休業等（登校時刻の繰り下げ、臨時休業）の措置を検討する。

② 前日までに予測可能な場合は、短学活で指導するとともに、一斉メールおよび学校HPで連

絡する。前日までに予測困難な場合は、当日朝 6：30 までに一斉メールおよび学校 HP で連絡する。

- ③ 登校時刻を繰り下げた場合、10：00 を過ぎても天候の回復が見込まれない場合は、臨時休業とし、一斉メール、学校 HP で連絡する。

## (2) 授業開始後

- ① 授業開始後に雨、風、雷等が激しくなった場合、教職員は自らの安全を最優先に、学校周辺の状況を調査・確認するとともに「授業開始前」と同様に気象情報等を収集し、下校時刻の繰り上げ・繰り下げ、学校待機、保護者への引き渡し、帰宅困難者用待機場所の開設、等の対応を判断する。
- ② 通学経路で災害が発生する恐れがある場合は、保護者が迎えに来ることで災害に巻き込まれないよう配慮する。
- ③ 下校時刻の繰り上げ・繰り下げ、等の対応については一斉メールおよび学校 HP で情報を発信する。

## (3) 積乱雲がもたらす災害への対応

- ① 「授業開始前」と同様に気象情報を収集する。
- ② 急な大雨
- i 河川の近くや、土砂災害等が予想される場所、また、地下道など冠水のおそれのある周囲より低い場所へは近づかないよう指導する。
  - ii 登下校時に急な大雨に遭遇した際に、同様の行動がとれるよう、事前に指導する。
- ③ 雷
- i 雷鳴が聞こえたら、速やかに屋内に避難させる。
  - ii 下校前の場合は気象情報を収集し、必要に応じて学校に生徒を待機させる。
  - iii 雷鳴が止んでから 20 分程度は落雷のおそれがあることから、引き続き屋内での待機を指示する。
  - iv 雷の活動が止んだ後は、気象情報等で安全を確認した上で、屋外活動の再開および下校を判断する。
  - v 生徒には、事前に次の事について指導する。
    - ・ 雷の活動中は、無理に登下校せず、建物の中など安全な場所に避難する。
    - ・ 自転車に乗っている場合は、すぐに降りて建物の中に避難する。
    - ・ 雷鳴が止んでも 20 分程度は落雷のおそれがあることから、引き続き建物の中や、安全な場所で待機する。
    - ・ 新しい雷雲の接近に注意する。

## (4) 判断の基準（例）

- ① 学区周辺への雨雲（雷雲）の到達まで 2 時間程度見込まれる場合→下校時間を繰り上げる
- ② 活動終了後、1 時間程度で雨雲（雷雲）が去ることが見込まれる場合→学校待機
- ③ 天候の回復が見込まれない→保護者連絡の上、学校待機

以上は、判断の例であり、最新の気象予報を収集し総合的に判断することとする。